



平成 25 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 広島ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 田村 興造  
(コード番号 9535 東証第二部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 久保 賢司  
TEL 082-252-3001 (総務部)

### 訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

平成 24 年 10 月 29 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、エムシー中国建機株式会社（以下、原告）から平成 21 年 6 月 8 日付で提起されていた損害賠償請求訴訟に関しまして、広島地方裁判所より当社勝訴判決の言い渡しを受けておりましたが、同判決を不服として原告より平成 24 年 11 月 5 日付で控訴の提起がなされ、平成 25 年 1 月 9 日に控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 控訴の提起がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁 判 所：広島高等裁判所
- (2) 年 月 日：平成 24 年 11 月 5 日

#### 2. 控訴を提起した者および控訴の提起を受けた者

控訴を提起した者（控訴人）			控訴の提起を受けた者 （被控訴人）
名 称	本店所在地	代表者の役職・氏名	
エムシー中国建機株式会社	広島市中区橋本町 10 番 10 号	代表取締役 中尾 浩	当社他 5 名

#### 3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人広島ガス株式会社は控訴人に対し、1 億 5,156 万 1,200 円およびこれに対する平成 21 年 6 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、一審、二審とも被控訴人らの負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

#### 4. 一審における訴訟内容

平成21年3月、当社の連結子会社である広島ガス開発株式会社（以下、HGK社）において、複数の取引先との間で実体を伴わない循環取引が行われていたことが判明したことにともない、当該取引に参加していた原告より、HGK社の民事再生申立により未回収となった約束手形金額相当について、損害の賠償を求められたものです。

当社といたしましては、原告の求める損害賠償責任はいずれもないことを主張し、本件訴訟に対応してまいりました。

#### 5. 一審の判決内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 6. 今後の見通し

一審判決では当社の主張が認められましたが、控訴審におきましても、当社は原告の求める損害賠償責任はいずれもないとして、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

また、現時点では当社の業績への影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上